



北海道北斗市

北斗市強靱化計画 (案)

① ぽっとする

② くらしがある

③ とみにすすめるまちづくり

～新たな時代への挑戦～

2025年〇月
北斗市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	2
第2章	北斗市強靱化の基本的考え方	
1	北斗市強靱化の目標	3
2	本計画の対象とするリスク	3
3	北斗市強靱化を進める上での留意事項	3
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	4
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3	評価の実施手順	7
4	評価結果	7
第4章	北斗市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	18
2	施策推進の指標となる目標値の設定	18
3	推進事業の設定	18
4	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	18
5	北斗市強靱化のための施策プログラム	18
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	37
2	計画の推進方法	37
【別表1】	北斗市強靱化のための推進事業一覧	
【別表2】	北斗市強靱化のための重点化施策	

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、北斗市においても、函館平野西縁断層帯におけるマグニチュード6.7の直下型地震や日本海溝沿いの海溝型地震による津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進する枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後5年となる2018年12月及び施行後10年となる2023年7月に、国において基本計画の見直しが行われた。

北海道においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、国民生活や経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害のリスク低減に向け、北海道として貢献していくための取組を推進するとともに、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法に基づく地域計画として2015年3月「北海道強靱化計画」を策定し、策定から5年経過した2020年5月には計画の見直しを行い、2025年3月には能登半島地震などの近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直し内容を踏まえ、第3期計画の策定が行われている。

この間、北斗市においても、東日本大震災や2016年8月北海道豪雨災害、2018年9月北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「北斗市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化するとともに、本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、北斗市の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために、これまでの取組を更に加速していかなければならないという基本認識のもと、北斗市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2021年3月に「北斗市強靱化計画」を策定したところである。

しかしながら、策定から5年が経過し、これまでの取組の点検結果や能登半島地震など近年の自然災害から、新たな知見が得られたとともに、国の基本計画や道の北海道強靱化計画の見直しが行われていることを踏まえ、北斗市強靱化計画を見直し、本市における強靱化施策の一層の充実・強化を図るものとする。

なお、本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するものである。

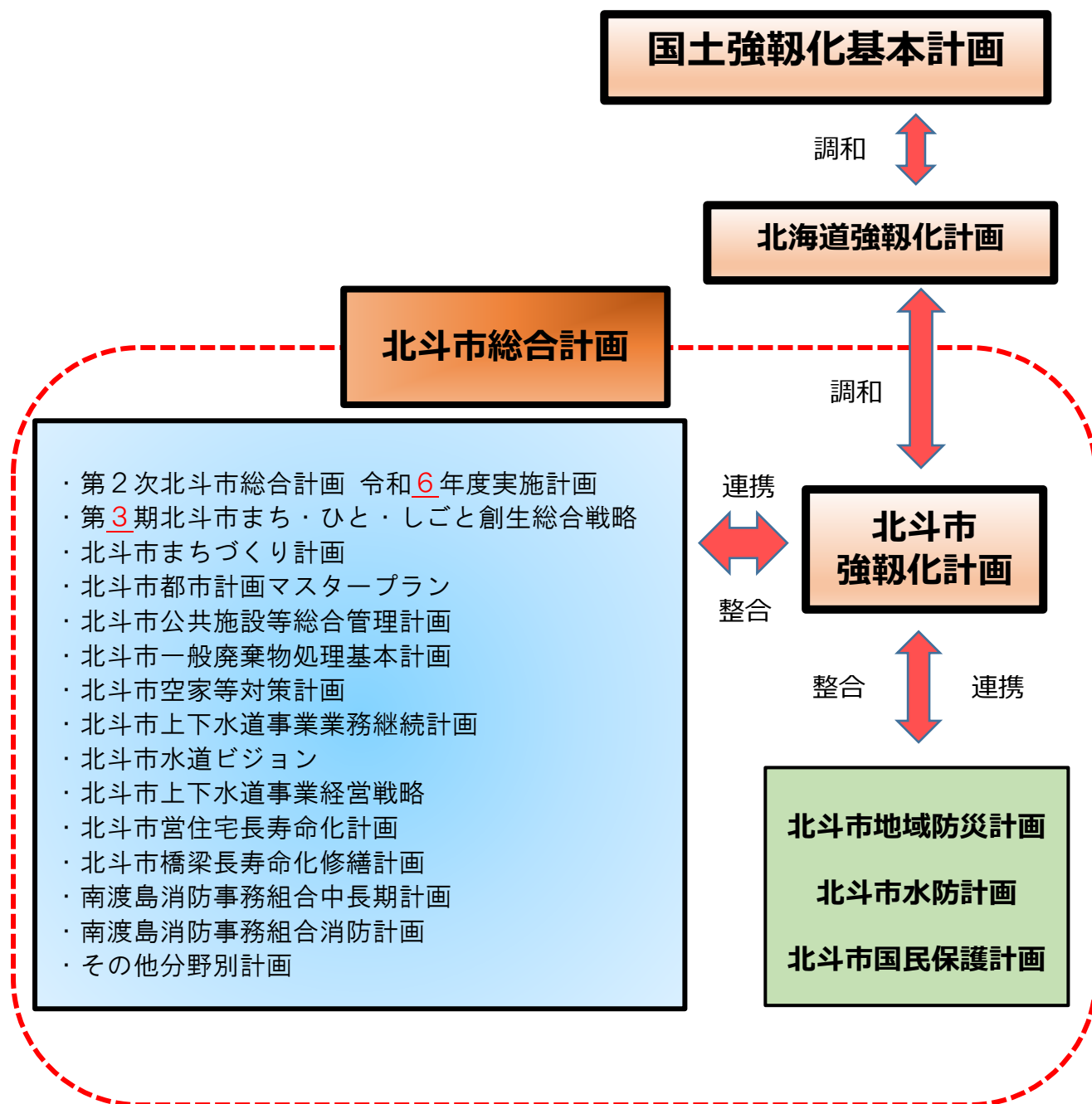
※強靱化の取組と関連するSDGsの主な目標



2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

このため、第3次北斗市総合計画の主要施策の実現に向けて他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、北斗市地域防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 北斗市強靱化の基本的考え方

1 北斗市強靱化の目標

北斗市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

北斗市の強靱化を進めるにあたっては、国及び道の計画との調和を図ることを踏まえつつ、次の6つを北斗市の基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

北斗市強靱化の基本目標

- (1) 人命の保護
- (2) 救助・救急活動等の迅速な実施
- (3) 行政機能の確保
- (4) 経済活動の機能維持
- (5) 通信情報網等や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保
- (6) 迅速な復旧・復興等

2 本計画の対象とするリスク

北斗市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、石油コンビナート施設の大規模事故など幅広い事象が想定される。

「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなどを踏まえ、本計画においては、大規模自然災害と北斗市特有の施設である石油コンビナート施設の災害も対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、大地震をはじめ、津波や洪水、土砂災害、台風等による風水害など、自然災害全般とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについては、想定される大規模災害や過去の災害について北斗市地域防災計画（資料編 資料 2-2～13）に記載している。

3 北斗市強靱化を進める上での留意事項

(1) あらゆる災害リスクへの対応

近年の気候変更の影響による気象災害の激甚化・頻発化を鑑み、多様な災害の同時発生や地震後の豪雨の複合災害、併せて、避難施設における新興感染症のまん延や厳冬期における災害の発生を含め、想定されるあらゆる災害への対応力を強化する。

(2) 社会状況への対応

進行する人口減少や高齢化を前提とした社会状況を踏まえ、要援護者対策や地域間の連携を支えるネットワークの形成など、実情に応じたきめ細かい対策を講じる。

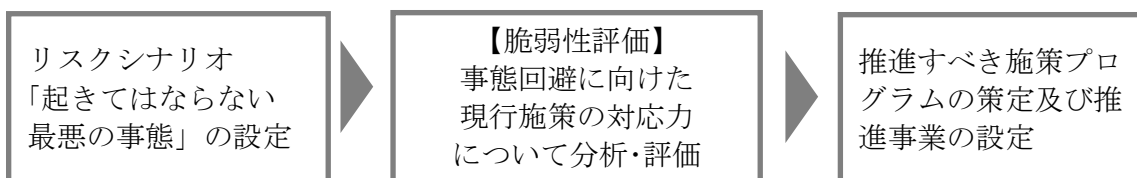
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

北斗市としても、本計画に掲げる北斗市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、北斗市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害等全般をリスクの対象として、評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性の評価は、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで行うものとされており（基本法第17条第3項）、北海道強靱化計画で設定されている6つのカテゴリと20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を参考に、北斗市の地域特性等を踏まえ、6つの基本目標を達成する際に妨げとなる「最悪の事態」を区分ごとに絞り込み、北斗市の脆弱性評価の前提となる20のリスクシナリオとして、改めて設定した。

【国のシナリオリスクを踏まえた見直し】

<u>追加したリスク</u>	<u>リスクシナリオ</u>
<u>建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生</u>	<u>1－1</u>
<u>火山噴出物による多数の死傷者の発生</u>	<u>1－2</u>
<u>洪水・高潮や防災インフラの機能不全等に伴う市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</u>	<u>1－4</u>
<u>暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生</u>	<u>1－5</u>
<u>大規模な自然災害と感染症の同時発生</u>	<u>2－2</u>
<u>コンビナート等の被害に伴う有害物質等の流出</u>	<u>4－1</u>
<u>域内との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響</u>	<u>4－2</u>
<u>国民生活・社会経済活動への甚大な影響</u>	<u>4－3</u>
<u>生態系等の被害に伴う多面的機能の低下</u>	<u>4－4</u>
<u>通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶</u>	<u>5－1</u>
<u>上下水道施設の長期にわたる機能停止</u>	<u>5－3</u>

【現行計画策定後に発生した自然災害等から得られた知見を踏まえた見直し】

<u>追加したリスク</u>	<u>リスクシナリオ</u>
<u>避難所やトイレ、暖房の不足等による劣悪な生活環境がもたらす災害関連死の発生</u>	<u>2－4</u>
<u>警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱</u>	<u>3－1</u>
<u>多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</u>	<u>5－4</u>
<u>事前復興ビジョン地域合意の欠如</u>	<u>6－1</u>
<u>地域コミュニティの機能低下</u>	<u>6－2</u>

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

基本目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 <u>火山噴火や火山噴石物、土砂災害による多数の死傷者の発生</u>
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 <u>突発的又は広域的な洪水、高潮や防災インフラの機能不全に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</u>
		1-5 暴風雪及び豪雪等による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、 <u>警察、自衛隊</u> 等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、 <u>大規模な自然災害と感染症との同時発生</u>
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止
		2-4 <u>避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生</u>
3	行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下や <u>警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱</u>
4	経済活動の機能維持	4-1 <u>長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能のマヒ等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被害に伴う有害物質等の流出</u>
		4-2 <u>域内との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響</u>
		4-3 <u>食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響</u>
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・ <u>多面的機能の低下</u>
5	<u>情報通信網や電力等</u> ライフライン、 <u>交通ネットワーク</u> の確保	5-1 <u>通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶</u>
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 <u>事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ</u>
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や <u>地域コミュニティの機能低下</u>

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行った。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は新築住宅の増加や、民間建築物の新築や建替えの増加、公共施設の耐震改修の実施等により、概ね順調に進捗しているが、最大クラスの地震に備えるため、さらに耐震化を促進する必要がある。
- 公共建築物の老朽化対策については、「北斗市公共施設等総合管理計画」に基づき維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、計画的な更新整備を行う必要がある。
- 既存建築物の老朽化に伴う不燃化、耐火建築物への建替えについては、国の支援制度を活用するなど、老朽化したマンション等の改修・建替えや空き家対策を促進する必要がある。
- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。
- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器の設置など、火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き消防機関と連携して防火対策の強化に取り組むとともに、火災予防運動を通じた啓発活動など、火災予防の取組を推進する必要がある。
- 震災による市街地での火災発生時に備え「消防水利の基準」に適合する消防水利施設の設置を進めるとともに、消火栓のみに偏ることのないよう耐震性防火水槽の計画的な設置を推進する必要がある。

1-2 火山噴火や火山噴石物、土砂災害による多数の死傷者の発生

- 常時観測火山である駒ヶ岳が噴火した場合には、火山噴石物（降灰）により被害が発生するおそれがあることを踏まえ、駒ヶ岳火山防災協議会との連絡体制を維持し、降灰予報に基づき市民に適時適切に情報提供を行うことが必要である。また、覚書を締結している七飯町との連携を強化し、避難者の収容、資機材の支援を行う必要がある。

- 土砂災害警戒区域等の指定区域はホームページ上で公表するとともに、防災ハンドブックのハザードマップで市民に周知しているが、土砂災害警戒区域に居住している市民の避難を実効性あるものとするため、情報発信などの見直しや具体化を逐次図りながら警戒避難体制の整備を推進する必要がある。
- 土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を進め、住家等が存在する地域については未整備箇所の整備を重点的に進めるよう継続的に要望していく必要がある。
- 山地災害危険地区等の周辺森林において、山腹や溪流の荒廃地を構造物により安定させ、樹種を植栽するとともに、適切な間伐等により根系の発達を促し、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、最大クラスの津波に対するハード・ソフトの施策を組み合わせた防災・減災対策を推進する必要がある。
- 令和4年に北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定に基づく被害想定を踏まえ、ハザードマップの見直し、津波避難計画、都市防災事業計画の策定などにより、避難体制を整備してきたが、更に推進させることが必要である。
- 津波避難計画等に基づき、海抜、津波浸水予想地域・津波到達時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などをより分かりやすく工夫するとともに、地域住民に周知することが必要である。
- 海岸保全施設は、低気圧や台風の大型化に伴う施設整備の一層の促進を図るとともに、劣化や損傷の状況に応じて、適切な時期に修繕を行うなど老朽化した施設の機能を回復することが必要である。
- 浸水想定区域外にある避難所の生活環境を向上させるとともに、他の市町等への広域一時滞在が可能なような枠組みの設定や輸送力の確保を推進する必要がある。
- 避難困難地域に対する避難路の整備、高規格道路高台等の指定緊急避難場所・津波避難ビル等の指定や車両避難に関する環境整備を推進する必要がある。

1－4 突発的又は広域的な洪水、高潮や防災インフラの機能不全に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 洪水ハザードマップや水害対応タイムラインを活用した防災訓練の実施を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化など、分かりやすく最新の情報を提供していく対策が必要である。

- 水防法に基づく要配慮者利用施設に対し、実効性の伴う避難確保計画**作成の早期**作成を促進し、計画に基づく訓練を実施していく必要がある。
- 常備消防では補えない水防活動について、消防団員の確保と装備の充実を進めるとともに、定期的に水防工法訓練を実施しマニュアルの作成と実効性を確保する必要がある。
- 河川管理施設については、それぞれの必要な整備や土砂の除去を行い、優先順位を考慮した計画的な改良整備や施設の適切な維持管理を進めていく必要がある。
- 近年の大雨災害で被害を受けた低地帯において、内水氾濫地区の浸水被害を軽減するため、効果的な内水排除対策を**効率的に整備実施**する必要がある。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプの整備や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。
- 開発業者に対し、住宅団地の造成に関して、災害に強い、安全で快適な住環境を形成するよう、適切な誘導や指導を実施する必要がある。
- 大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。

1－5 暴風雪及び豪雪等による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、優先的に通行を確保する路線を設定するなど、円滑な情報伝達を実施するとともに、暴風雪に関する意識啓発を推進する必要がある。
- 暴風雪時には、車の立ち往生などの原因になり得る新雪の堆雪や吹き溜まりが発生するおそれがあり、交通事故を誘発することから市が管理する道路において効率的な除排雪体制を確立する必要がある。
- 各道路管理者において適切な除排雪を実施するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、平時から各道路管理者間で情報を共有しておく必要がある。
- 市道における安定した除雪作業を維持するため、委託業者と連携を図りながら、除雪体制を確保していく必要がある。

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2－1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

- 北斗消防署は耐震性能を確保しているが、津波浸水想定区域内に位置し津波災害時には消防機能を移動することとなり、災害に対する初動対応に遅延が生じるとともに活動

能力の低下が懸念されるため、長期的な視点で浸水想定区域外への移転計画についても検討する必要がある。

- 消防、警察、自衛隊のほか指定公共機関を含めた官民の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制を整備する必要がある。
- 航空機による救助救急活動を想定した訓練を実施するとともに、平時から北海道防災航空室との情報共有を図り、迅速な人命救助体制を構築しておく必要がある。
- 救助隊は、人命救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で編成するよう、職員を教育機関へ派遣するとともに救助資機材の更新を含む計画的な整備を進める必要がある。
- 消防の緊急消防援助隊や北海道広域消防相互応援協定、警察の広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊など、専門部隊の災害対応能力が十分に発揮できるよう、受援体制の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等を充実させるとともに、消防隊員の装備や訓練施設の整備等、効果的な訓練環境の整備に向けた取組が必要である。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 消防は一部事務組合のため、市と他の組合構成町との指揮命令系統が複雑であり、円滑に連携が図れるよう調整を進める必要がある。

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、~~及び~~衛生害虫の駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難所における污水対策など、災害時の感染症・防疫対策を推進する必要がある。
- 救命効果のさらなる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を図り、災害派遣医療チーム（DMAT）への引継ぎや保健医療福祉活動チームとの連携要領等、災害対応力の向上を図るため、実働訓練をとおした連携の強化を図る必要がある。
- 避難所での生活が困難な要配慮者に対応するため、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組み、福祉施設等との協定を推進するとともに、北海道災害派遣ケアチーム（DCAT）、北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）等との連携について検討する必要がある。
- 平時を含め、災害時におけるドクターヘリを活用した救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間に使用できるランデブーポイントを増設する必要がある。

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- 北斗市地域防災計画に基づき、物資供給の分野において協定を締結しているが、協定内容の見直しを適宜行うなど、災害時におけるこれらの協定の実効性を強化し、物資供給体制の確実性を図る必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障をきたすことがないよう北海道地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワーク計画で定める道路（北斗市は 227, 228、函館江差自動車道が第 1 次緊急輸送道路）などのうち、優先して復旧すべき区間を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある。
- 国からのプッシュ型支援や民間事業者からの協定による提供など、事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、今後も避難者数に応じた公的な備蓄配備を計画的に進めていく必要がある。
- 家庭や事業所等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、1 週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自助・共助による災害備蓄の充実を図る必要がある。
- 町内会や自治会、自主防災組織においては、備蓄品の種類や備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 市の備蓄品は分散保管を基本とし、複数の備品庫から複数のルートで搬送できるような場所を保管場所を選定するなど、備蓄品の確実な保管・搬送方法を確立する必要がある。
- 災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会は、災害時において重要な役割を担っていることから、平時から災害対策本部やボランティア関係者、関係機関との情報共有を図り、ボランティアによる被災地支援活動の充実に向け、受入体制を整備する必要がある。

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

- 指定避難所の整備や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行うとともに、避難所運営マニュアルの見直しや実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組を促進することが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため必要な福祉避難所や指定避難所の要配慮者スペースについて、更なる確保や要配慮者が円滑な避難を可能とする体制整備を促進することが必要である。

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供やトイレ、睡眠（ベッド）、食事（キッチン）、暖房など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、在宅避難や車中泊避難など避難所以外への避難者への対応を推進する必要がある。
- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、避難所等における防寒対策に取り組むとともに、猛暑対策としての避難所に指定された施設の冷房設備の設置促進を図る必要がある。
- 厳冬期における避難訓練の実施や積雪寒冷時のリスクを想定した避難所運営訓練を実施し課題を検討する必要がある。

（３） 行政機能の確保

３－１ 行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練、図上訓練などを実施・検証するとともに、「地域防災計画」に基づき策定した「大規模災害時初動対応マニュアル」の見直しを継続的に行い、職員の災害対応能力向上を図る必要がある。
- 災害対策本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料の確保など災害対応にあたる職員用の非常用備蓄を確保する必要がある。
- 本庁舎の耐震性能は確保されているものの、津波災害に対しては浸水想定区域内に位置しており、災害応急対応や復旧対応などの防災拠点としての業務は総合分庁舎へ移動してからとなるため、短時間で災害対策本部を移転する訓練を実施するとともに、移転に伴う災害対応要領についても検討を深化させる必要がある。
- 行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定し、執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「業務継続計画」や他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるための「災害時受援計画」を災害対策本部訓練等の教訓を踏まえ逐次見直していく必要がある。
- 公共施設については、非常用電源設備の整備と概ね７２時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。
- 災害発生後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察との連携を強化する必要がある。

(4) 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能のマヒ等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被害に伴う有害物質等の流出

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより高まる経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複数化の動きを捉え、浸水想定地域外に企業の生産拠点を誘致する活動を積極的に推進することが必要である。
- 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づく特別防災区域の防災対策を強化する必要がある。
- 石油コンビナートの屋外タンク貯蔵所等の危険物施設が被災することで危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進するとともに、液化状地盤の改良対策を促進する必要がある。
- 石油コンビナート地区の災害発生及び拡大防止等を図るため、「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき実践的な防災訓練等を実施する必要がある。
- 立入検査を計画的に実施することにより、ソフト、ハードの両面における事故防止対策を強化する必要がある。
- 地震・津波などによりタンク火災が発生した際、消火活動や救急・救助活動を確実にを行うため、資機材や人材の確保等、消防及び消防団の消防力維持・強化を進める必要がある。

4-2 域内との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点を確保し、機能を強化する必要がある。
- 函館空港へのアクセス向上など函館圏域への円滑な交通手段を確保し、物流の効率化を図る必要がある。
- 漁港は、災害時において、漁船等による緊急物資の搬入搬出の基地としての役割を担うことが期待できるため、耐震化・老朽化対策等の計画的な漁港機能の整備が必要である。
- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点間の防災代替路を確保しておく必要がある。

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

- 大規模災害により、農水産業の生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧されることから、農地や農業水利施設、漁港施設等の防災・減災対

策を含めた整備やスマート化による新たな技術の活用を着実に推進する必要がある。

- 農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、教育機関とも連携を図りつつ、ブランド化などによる経営安定対策や担い手の育成確保の取組を推進する必要がある。
- 災害時においても継続的に生鮮食料品を供給できるよう、卸売市場間の相互応援体制等の強化を促進する必要がある。

4－4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- 造林、間伐等の森林施業や、その施業に必要な林道等の路網の整備を一体的に進め、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するなど、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図る必要がある。
- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

(5) ライフラインの確保

5－1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

- 消防、警察など関係機関相互の連絡体制を強化し、災害情報に関する情報のリアルタイム共有化を図るとともに、住民への迅速な情報提供のため、北海道防災情報システムの職員の操作能力向上による効果的な運用を図る必要がある。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市を結ぶ北海道総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進する必要がある。
- 自主防災組織の設立や避難時の要配慮者の具体的な対応を含めた地区防災計画の策定を促進し、地域防災力の強化と市民の防災意識の更なる向上を図り、自助・共助・公助が一体となった情報連絡体制をとる必要がある。
- テレビ、ラジオ放送の中断等に備え、様々なメディアに情報提供できるようにＬアラートへの情報配信や広報車、防災行政無線等、複数の伝達手段を用いているが、更に伝達手段の多様化に努め、情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 避難者への迅速な情報提供や避難者自身による情報収集のため、指定避難所に公衆無線ＬＡＮ機能を整備する必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自治会、自主防災組織などと連携し、安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に

収集・提供するための体制を構築する必要がある。

- 外国人や観光客の災害時における安全を確保し、迅速かつ正確な防災情報の提供や避難誘導を行うため、多言語の災害情報や相談窓口を設置する必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に係る支援体制の充実に向けて、防災関係機関、市民等との連携体制の構築を図るとともに、特に「要配慮者利用施設」への情報伝達に不備が無いような対策を講じる必要がある。
- 学校教育における防災意識の向上に向けた取り組みの更なる推進を図るとともに、大規模自然災害を想定した市民参加と防災関係機関等との連携による各種訓練を定期的の実施し検証を行うことで地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

- 電力供給が遮断したときに備え、指定避難所への非常用発電機の配備方法や燃料確保のための関係団体との協定締結など、引き続き非常用電源の確保に向けた取り組みが必要である。
- 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、石油燃料が安定的に供給されるよう、平時から給油所との情報共有や連携を図る必要がある。
- 災害対策上重要な防災関係機関や医療機関などへの優先的な石油燃料等供給を図るとともに、災害時に地域の燃料供給拠点としての役割を果たす「住民拠点サービスステーション」を周知する必要がある。

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化を計画的に促進する必要がある。また、今後、老朽化により更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新を促進する必要がある。
- 下水道施設について、未整備区域の耐震化による整備を進めるとともに、施設の長寿命化を図る必要がある。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、応急給水体制の整備を進め、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。
- 災害時の電力遮断に備え、自家発電設備等の設置による電力の確保をする必要がある。
- 上下水道事業業務継続計画に基づく定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに適宜計画を見直し、災害時においても上下水道機能を継続させるとともに早期回復を図る必要がある。

5-4 交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 災害時の交通網を充実させるための高規格幹線道路の早期開通と緊急車両の優先通行確保のための4車線化の促進していく必要がある。
- 大災害時に、当市からの避難や避難所等への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進め、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保する必要がある。
- 落石や岩石崩落などの要対策箇所について、順次、対策工事を実施し計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁の改修については、災害時に重要となる避難路上などの橋梁を優先し、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 災害時には、電柱等の道路占用物だけでなく、老朽化した道路照明等が倒壊することによる人的被害や、道路交通の機能不全が懸念されることから、防災上重要な道路の無電柱化や道路施設の老朽化対策等を促進する必要がある。
- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保など、国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立を促進する必要がある。
- 災害発生時に鉄道や自動車が利用できない時には、自転車の需要が急増することを考慮する必要がある。

(6) 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

- 被災後に早期かつ的確に北斗市復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する必要がある。
- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理の具体的な対応が求められることから災害廃棄物処理計画を策定したが、仮置場の確保等については市のみでは対応できないことを考慮し、災害発生後の民間の土地利用や北海道と連携した他の市町への要望等、候補地に関する検討を更に推進することが必要である。
- 被災者の住まいの迅速な確保、仮設住宅建設用地の選定など、生活再建のため、復旧、復興のための土地を確保する必要がある。

- 住家の被害認定調査などの業務に関し、研修等を通じ職員の能力向上を図り、早期に罹災証明書を交付する必要がある。

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

- 建設業団体とは、災害時における応急対策に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、市の職員数が極度に不足した場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業団体とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。
- 災害時には、職員も被災する可能性があることから、迅速な応急対策や復旧・復興の支援を行う消防団の体制強化と人員確保を図る必要がある。
- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、他市町村からの行政職員や土木技術職員などの技術職員の受援体制を強化する必要がある。
- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会、自治会を単位とする自主防災組織などの地域コミュニティにおける組織的な活動の維持・活性化を図る必要がある。
- 町内会や自治会などの地域活動の必要性や理解を深め、特に若年層の参加加入について対策を強化する必要がある。
- 防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施など自主防災組織においての防災リーダーを養成・育成していく必要がある。

第4章 北斗市強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、北斗市における強靱化施策の取組方針を示す「北斗市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、ハードとソフト両面からの対策を組み合わせ、2.0の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り直近の現状値（2024年）を起点とし、目標年次（原則2029年）を明記した数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な主要施策と事業を『第2次北斗市総合計画令和6年実施計画』から整理し、別表1（北斗市強靱化のための推進事業一覧）に示す。

推進事業は、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ見直しや新たな設定を行う。

4 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

『第2次北斗市総合計画』で掲げる「安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり」という基本目標の実現を図るため、緊急性や優先度等を総合的に判断し、北斗市強靱化のための施策プログラムのなかで4.5の重点化すべき施策項目を、別表2（北斗市強靱化のための重点化施策）に整理する。

5 北斗市強靱化のための施策プログラム

- 脆弱性評価において設定した2.0の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載

1. 人命の保護

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

- 住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、「北斗市耐震改修促進計画」を活用し耐震化に努めるとともに、大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 「北斗市公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設や芸術文化・スポーツ施設、住民施設、健康センター、市役所本庁舎は、建物主要構造部の劣化を抑制する予防保全の改修事業とともに機械設備の点検強化や更新事業を推進する。
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や老朽マンション等の建替、空き家バンクを活用した空き家の有効活用等の促進を図る。
- 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路の整備を要望するとともに、避難路などの都市計画道路について、計画的な整備を推進する。
- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。
- 市街地での火災発生時、住宅や工場集積地における延焼防止を図るため「消防水利の基準」に適合する消防水利施設の設置を進めるとともに、消火栓のみに偏ることのないよう耐震性防火水槽の設置について計画的に推進する。

《指 標》

住宅の耐震化率	85% (2016)	➡	95% (2020)
市営住宅の改修	18棟 (2019)	➡	26棟 (2025)
公立小中学校の耐震化率	100% (2019)	➡	(2025)
空き家対策計画の策定	策定済み (2019)	➡	(2025)
公共施設等総合管理計画 (H29～R8)	策定済み (2017)	➡	(2025)
都市計画道路の整備率	81.6% (2019)	➡	整備促進
住宅用火災警報器設置率	70.0% (2019)	➡	100% (2025)
消防水利充足率	84.4% (2019)	➡	89.7% (2025)
防火水槽の耐震性防火水槽の割合	14% (2019)	➡	開発行為時適正指導 (2025)
防火・準防火地域の指定	指定済み (2019)	➡	(2025)

《推進事業（主要施策）》

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 【基 8】 地域包括ケアシステムの推進 | 【基12】 安全・安心な教育環境の充実 |
| 【基12】 家庭・地域との連携・協働の推進 | 【基15】 施設・設備の充実 |
| 【基17】 防災・減災対策の推進 | 【基17】 防災意識の高揚 |
| 【基17】 地域における防災力の向上 | 【基17】 総合的な防災体制の充実 |
| 【基18】 消防力の強化 | 【基18】 消防・救急体制の強化 |
| 【基20】 安全で快適な道路空間の形成 | 【基20】 道路・橋りょうの長寿命化対策の推進 |
| 【基21】 市営住宅の整備・長寿命化対策の推進 | 【基21】 民間建設との連携 |
| 【基26】 長寿命化対策の計画的な推進 | 【基27】 空家等対策 |
| 【基30】 計画的な土地利用の推進 | 【基31】 道道整備促進活動 |
| 【基 32】 コミュニティ施設の適切な管理 | |

1－2 火山噴火や火山噴石物、土砂災害による多数の死傷者の発生

- 北海道駒ヶ岳火山防災協議会構成機関、特に覚書を締結している七飯町との情報共有・支援体制の整備を進めるとともに、積極的に駒ヶ岳火山噴火訓練に参加し連携を強化する。
- 土砂災害による被害の低減に向け、道に適切な基礎調査に基づく土砂災害警戒区域等の指定を要望するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。
- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を道に対して要望する。
- 市内における山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に進めるよう道に要望する。

《指 標》

駒ヶ岳火山噴火訓練への参加	2回（2024）	➡	1～2回/年（2029）
土砂災害警戒区域等の指定率	100%（2022）	➡	100%（2029）
土砂災害に係る避難訓練の実施回数	2回（2024）	➡	1～2回/年（2029）

《推進事業（主要施策）》

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 【基 2】 森林保全と森林整備の促進 | |
| 【基17】 防災・減災対策の推進 | 【基17】 防災意識の高揚 |
| 【基17】 地域における防災力の向上 | 【基17】 総合的な防災体制の充実 |
| 【基18】 消防力の強化 | 【基18】 消防・救急体制の強化 |

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 東日本大震災の教訓を踏まえた、最大クラスの津波に対するハード・ソフトの施策を組み合わせた防災・減災対策を推進する。

- 新たな津波浸水想定及び被害想定に基づき作成したハザードマップや津波避難計画に基づき避難体制を確立し、防災総合訓練等により住民への周知を図る。
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、住民への周知が向上するように啓発活動を行うとともに、より分かりやすいように工夫し逐次修正する。
- 海岸堤防などの施設整備を道に要望するとともに、津波や高潮等による海水の浸入、または海水による浸食から海岸を防護するための海岸保全施設等の計画的な整備、維持管理を促進する。
- 浸水想定区域外にある公園を避難場所として活用できるように環境を整えるとともに、七飯町との覚書に基づく訓練の実施等、他の市町等への広域避難・広域一時滞在が可能なような枠組み設定及び輸送力の確保について推進する。
- 特定避難困難地域を解消できるように都市防災事業計画に基づく避難路や高台整備を推進するとともに、津波避難ビル等の指定を推進するとともに、車両避難に関する環境を整える。

《指 標》

津波避難計画の策定	改訂済み（2025） ➡ 見直し・改訂（2029）
津波ハザードマップの作成	改訂・全戸配布（2023） ➡ 想定変更に応じて改訂（2029）
防災公園の整備数	なし（2019） ➡ 検討（2025）
北斗市公園長寿命化計画	策定済み（2019） ➡ 見直し（2025）
津波避難ビルの指定数	13箇所（2022） ➡ 検討・増加（2029）
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率（津波）	41.5%（2024） ➡ 100%（2029）

《推進事業（主要施策）》

【基3】道営水産業基盤整備事業

【基17】防災・減災対策の推進

【基17】地域における防災力の向上

【基18】消防力の強化

【基20】道路網の充実

【基21】市営住宅の整備・長寿命化対策の推進

【基23】公園・緑地施設新設事業

【基17】防災意識の高揚

【基17】総合的な防災体制の充実

【基18】消防・救急体制の強化

【基20】道路・橋りょうの長寿命化対策の推進

【基23】安心・安全な公園の維持

1－4 突発的又は広域的な洪水、高潮や防災インフラの機能不全に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 洪水ハザードマップや水害対応タイムラインを活用した防災訓練等を実施するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

- 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援の幅を広げ、実効性の伴う計画を早期に作成し訓練を実施していくことを促進する。
- 常備消防では補えない水防活動について、消防団員の確保と装備の充実を進めるとともに、定期的に訓練を実施しマニュアルの作成と実効性を確保する。
- 普通河川、準用河川については、それぞれの必要な整備や土砂の除去等を行い、治水機能を確保するとともに、2級河川についても施設の改良整備や維持管理を道へ要望していく。
- 近年の内水氾濫の状況を鑑み、内水対策強化と合わせて、国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」等を参考として、内水ハザードマップの作成を検討する。
- 内水による浸水被害状況等を勘案し、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な配置を推進するとともに、低地帯の内水氾濫地区での浸水被害を軽減するため内水排除対策を検討する。
- 民間住宅団地の造成に関しては、災害に強い、安全で快適な住環境を形成するため、開発業者に対し適切な誘導や指導を実施する。
- 大雨発生時におけるダムなどの治水効果の発揮を図るため、基幹水利施設の長寿命化のための効果的な維持管理を推進する。

《指 標》

要配慮者利用施設の避難確保計画作成率（洪水）		
	58.3%（2024）	➡ 100%（2029）
可搬式排水ポンプの保有状況	6台（2024）	➡ 維持（2029）
洪水ハザードマップ（最大規模）の策定	改訂・全戸配布（2023）	
	➡ 想定変更に応じて改訂（2029）	
内水ハザードマップの策定	未策定（2024）	➡ 策定（2029）
高潮ハザードマップの策定	未策定（2024）	➡ 策定（2029）

《推進事業（主要施策）》

【基2】農業生産基盤整備の推進

【基17】防災・減災対策の推進

【基17】地域における防災力の向上

【基18】消防力の強化

【基21】住環境の整備

【基24】主要河川の改修事業の促進

【基30】計画的な土地利用の推進

【基17】防災意識の高揚

【基17】総合的な防災体制の充実

【基18】消防・救急体制の強化

【基22】下水道の整備促進

【基24】河川維持管理の強化

1－5 暴風雪及び豪雪等による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
- 気象状況に注意しつつ、吹き溜まり箇所等についてパトロールを実施し、適切な道路管理に努める。
- 各道路管理者で適切な除排雪を実施するとともに、豪雪等の異常気象時に備え道路管理者間の情報共有を図る。
- 将来的にも安定した除雪作業が維持されるよう、委託業者との連携を図りながら除雪体制の確保に努める。

《指 標》

除排雪車両の保有状況	11台 (2024)	➡ 維持 (2029)
市の除雪延長	377 k m (2024)	➡ 維持 (2029)

《推進事業（主要施策）》

【基17】防災・減災対策の推進	【基17】防災意識の高揚
【基17】地域における防災力の向上	【基17】総合的な防災体制の充実
【基18】消防力の強化	【基18】消防・救急体制の強化
【基20】安全で快適な道路空間の形成	

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2－1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

- 津波災害に対応した消防活動拠点移転の訓練を実施し、消防活動の空白を極力少なくするとともに、津波浸水想定区域外への本部機能の移転について、長期的な視点に立ち計画的に推進する。
- 北斗市防災総合訓練をはじめ、各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助・救出現場における情報共有体制の整備を検討する。
- 航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓

練のほか、北海道防災航空室などの関係機関との連携を強化する。

- すべての救助隊員を、人命救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員とし、救助資機材の整備や更新を推進する。
- 消防の緊急消防援助隊や広域緊急援助隊、警察の広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実に図るとともに、消防隊員の確保や装備及び訓練施設の整備等、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。
- 地域防災の要として、災害時の消火・水防活動、住民の避難誘導等、災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化や地域住民の消防団への入団促進を図る。
- 一部事務組合である消防の指揮命令系統と構成市町それぞれの災害対策本部との命令系統を一本化するため、平時から訓練を通して消防と市において円滑に連携が図れるよう調整する。

《指 標》

浸水想定区域外にある消防署所（団）	9箇所（2024） ➡ 10箇所（2029）
防火水槽の耐震性防火水槽の割合	17%（2024） ➡開発行為時適正指導（2029）
消防団詰所の耐震化	8/8（2024） ➡ 8/8（2029）
他機関との合同訓練の実施件数	2回（2024） ➡ 年1回以上（2029）
北海道防災ヘリとの連携訓練実施件数	0回（2024） ➡ 5年に1回（2029）
消防職員数の充足率	73.9%（2024） ➡ 80%（2029）
消防団員の充足率	95.9%（2024） ➡ 100%（2029）

《推進事業（主要施策）》

【基17】 防災意識の高揚

【基17】 地域における防災力の向上

【基17】 総合的な防災対策の充実

【基18】 消防力の強化

【基18】 救急・救助体制の強化

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒及び衛生害虫の駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難所における污水対策など、災害時の感染症・防疫対策を推進する。

- 救命効果のさらなる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健医療福祉活動チームなどとの連携強化を図るため、具体的な災害を想定した実働訓練や受援体制の整備を実施する。
- 社会福祉法人北海道社会福祉協議会の協力を得て、災害派遣福祉チーム（DWA T）や北海道災害派遣ケアチーム（D C A T）などの福祉的対応に係る人員を道に要請し、災害時の福祉避難所等に必要な人材を確保する。
- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの増設を推進する。

《指 標》

救急救命士の人数	24人（2024） ➡ 27人（2029）
DMAT等との連携実働訓練の実施回数	0回（2024） ➡ 年1回（2029）
冬季間のランデブーポイントの数	4箇所（2024） ➡ 5箇所（2029）
福祉避難所の指定数	30施設（2024） ➡ 35施設（2029）
福祉避難所運営マニュアル作成手引き	未策定（2024） ➡ 策定・配付（2029）
感染症対応備蓄品目数	6品目（2024） ➡ 維持・更新（2029）

《推進事業（主要施策）》

【基10】 予防接種の充実

【基10】 医療費助成事業の推進

【基17】 総合的な防災体制の充実

【基18】 救急・救助体制の強化

2－3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- 災害等の応急時に食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、発災時の円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施し実効性を高め、連絡が不通になることを想定した対応の検討を進める。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障をきたすことがないよう北海道地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワークの優先的な整備を要請するとともに、発災後の輸送経路啓開に向けて関係機関との連携による資器材の充実、情報共有など必要な体制整備を構築する。
- 災害時に被災地区へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や民間事業者からの協定による提供など、事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。

- 家庭、地域及び事業所における備蓄については、1 週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続きローリングストック方式を基本とした自助・共助による災害備蓄の重要性を多種多様な媒体を活用して啓発する。
- 町内会や自治会、自主防災組織において備蓄場所や備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。
- 災害時に備蓄庫からの搬送が円滑に行えるよう、あらかじめ各防災拠点に保管するなど備蓄品の保管場所が一箇所に集中することのないよう分散保管を図る。
- ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携を図り、ボランティアの受入体制の整備を促進する。

《指 標》

民間事業者との防災協定締結件数	30件（2024） ➡ 臨機に検討（2029）
防災備蓄計画の策定	改訂検討（2024） ➡ 改訂・整備（2025）
防災備蓄庫の数	4箇所（2024） ➡ 12箇所（2029）
防災備蓄品の品数	28品目（2024） ➡ 31品目（2029）
備蓄品の分散保管箇所	9箇所（2024） ➡ 22箇所（2029）
食料・飲料水の備蓄数	6,000人×3回分（2024） ➡ 12,250人×3回分（2029）
物資供給関係の協定件数（市）	30件（2024） ➡ 臨機に検討（2029）
物資輸送関係の協定件数（市）	32件（2024） ➡ 臨機に検討（2029）

《推進事業（主要施策）》

- 【基 7】 地域福祉活動を担う人材の育成・確保 【基12】 健全な心身の育成
- 【基17】 防災・減災対策の推進 【基17】 総合的な防災体制の充実
- 【基20】 道路網の充実 【基22】 安全な水道水の安定供給
- 【基 32】 町内会等への加入促進

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

- 災害対策基本法に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、本市の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、実践的な訓練を行うなど、住民が主体となった運営体制の構築を推進する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や指定避難所要配慮者スペースの機能強化を促進するとともに、福祉避難所運営マニュアル作成手引きを作成し、福祉避難所を運営する要配慮者施設の施設管理者等との連携を強化する。

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、毛布・簡易ベッドの整備、学校トイレの洋式化などを含むトイレ環境の向上、暖房設備の充実など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、在宅避難や車中泊避難など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。
- 避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機などの備蓄を促進するとともに、熱中症対策として、避難所に指定された施設への冷房設備の設置等を推進する。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

《指 標》

避難所運営マニュアルの策定	策定済み (2020)	➡	見直し・改訂 (2025)
毛布の備蓄状況	6,000枚 (2024)	➡	12,600枚 (2029)
マットの備蓄状況	6,000枚 (2024)	➡	維持 (2029)
非常用発電機の備蓄状況	33機 (2024)	➡	維持 (2029)
ストーブの備蓄状況	40台 (2024)	➡	維持 (2029)
簡易ベッド・寝袋の設置状況	400セット (2024)	➡	維持 (2029)
マンホールトイレの備蓄状況	5基 (2024)	➡	10基 (2029)
簡易トイレ (ラップオン) の備蓄状況	18基 (2024)	➡	維持 (2029)
簡易トイレの備蓄状況	未整備 (2024)	➡	113コ (2029)
携行トイレの備蓄状況	54,000回分 (2024)	➡	84,750回分 (2029)

《推進事業 (主要施策)》

【基 7】 助け合い支え合う活動の推進	【基 7】 地域福祉活動を担う人材の育成・確保
【基 8】 健康づくりの総合的な推進	【基 8】 地域包括ケアシステムの推進
【基 9】 障がい理解、権利擁護の推進	【基10】 医療費助成事業の推進
【基12】 安全・安心な教育環境の充実	【基12】 健全な心身の育成
【基12】 家庭・地域との連携・協働の推進	【基15】 施設・設備の充実
【基17】 防災・減災対策の推進	【基17】 防災意識の高揚
【基17】 地域における防災力の向上	【基17】 総合的な防災体制の充実
【基18】 救急・救助体制の強化	【基18】 予防対策・救急対策の強化
【基22】 安全な水道水の安定供給	【基22】 下水道の整備促進
【基26】 長寿命化対策の計画的な推進	【基27】 し尿処理施設の適正管理
【基32】 町内化等への加入促進	【基32】 コミュニティ施設の適切な管理
【基 32】 地域コミュニティ活動の推進	【基 33】 男女共同参画社会の形成

(3) 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練、図上訓練などを通じ、職員の参集範囲や各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行い、「地域防災計画」に基づき策定した「大規模災害時初動対応マニュアル」の見直しを継続的に実施する等、職員の災害対応能力の向上を図る。
- 本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。
- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルによる津波被害想定に基づいて、防災拠点施設としての市役所本庁舎の立地に関する課題を踏まえ、移転先である総合分庁舎での災害応急対策の実施要領について検討を深化させる。
- 業務全体を対象にした市の業務継続計画・応援職員を受け入れるための災害時受援計画に基づき、災害時における市業務の継続体制、受援体制を確保する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎、消防署等、行政施設の非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。
- 災害発生後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察との連携強化を推進する。

《指 標》

災害対策本部実働訓練の回数	2回（2024） ➡ 年1回以上（2029）
大規模災害時初動対応マニュアルの策定	策定済み（2024） ➡ 見直し・改訂（2029）
業務継続計画の策定	策定済み（2024） ➡ 見直し・改訂（2029）
災害時受援計画の策定	策定済み（2024） ➡ 見直し・改訂（2029）
避難情報の発令判断・伝達マニュアルの策定	策定済み（2024） ➡ 見直し・改訂（2029）
災害対策本部の非常用電源の整備	整備済み・浸水の可能性あり（2024） ➡ 1階浸水時の予備手段確保（2029）
災害対策本部要員用の備蓄状況	未整備（2024） ➡ 本庁舎・総合分庁舎に整備（2029）
他自治体との相互応援協定	締結済み・合併前の協定が存在（2024） ➡ 見直し・再締結（2029）

《推進事業（主要施策）》

【基17】防災・減災対策の推進

【基17】総合的な防災体制の充実

【基34】組織体制の強化と人材育成

（４）経済活動の機能維持

４－１ 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能のマヒ等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被害に伴う有害物質等の流出

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複数化に資するため、企業の産業拠点の本市への移転等、北海道新幹線を活かした産業の振興と雇用の場を作るとともに、人材確保の支援を併せて行う。
- 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づく特別防災区域の防災対策の推進を図る。
- 「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき、旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンク本体の耐震措置及び地盤の液状化改良等の対策を進める。
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施し事故防止対策を推進する。
- 危険物の適正な保管・管理を確保するため、危険物施設等への立入検査等による指導を継続的に実施し安全を確保する。
- 震災時に地震・津波などにより、石油コンビナート施設でタンク火災などの二次災害が発生する可能性があるため公設消防の機能強化と消防団の活動能力の維持強化を図る。

《指 標》

新函館北斗駅周辺の企業立地数	34社（2024）	➡	45社（2029）
特別防災区域北斗地区の災害対応計画の作成状況	策定済み（2024）	➡	見直し・改訂（2029）
特定屋外タンクの新基準適合率	100％（2024）	➡	維持（2029）
石油コンビナート地区の防災訓練回数	1回（2024）	➡	年1回（2029）
危険物施設の立入検査実施率	59.7％（2024）	➡	100％（2029）
消防団員の充足率	95.9％（2024）	➡	100％（2029）

《推進事業（主要施策）》

【基１】企業誘致の推進

【基１】雇用の拡大

【基４】商工業者の経営基盤の強化

【基４】特色ある地域産業の創出

【基18】消防力の強化

４－２ 域内との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 陸路における円滑な物資輸送を確保するため、協定を締結している流通関連企業との連携を強化など北斗市内の流通拠点の確保や機能強化を推進するとともに、道南地区における広域的な流通拠点の整備を道に要望する。

- 函館空港へのアクセス向上など函館圏域への円滑な交通手段を確保し物流の効率化を図るため、函館新外環状道路の緊急輸送ルートとしての有効活用を検討する。
- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う漁港の機能強化に向け、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を促進する。
- 災害時の物流の効率化と防災代替路としての機能を持つ函館・江差自動車道の全線開通の早期完成を促進する。

《指 標》

函館・江差自動車道の進捗状況	
函館IC～茂辺地IC（2019） ➡ 木古内IC開通（2025）	
物資輸送拠点となり得る企業との協定締結状況	1件（2024） ➡ 3件（2029）

《推進事業（主要施策）》

【基20】道路網の充実

【基30】都市施設の整備と適正配置

【基31】国道の整備促進

【基31】道道整備促進活動

4－3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

- 本市の農水産業の生産力を確保するため、北海道や道立道南農業試験場、農業団体などと連携し、すでに効果が認められているスマート農業（自動換気、自動灌水、GPS自動操舵、自動草刈等）のさらなる普及促進を図るとともに、ICT、AI、ロボット技術などを活用したスマート水産業の情報収集・効果検証を行い、導入を検討する。
- 農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、教育機関とも連携を図りつつ、ブランド化などによる経営安定対策や担い手の育成確保の取組を推進する。
- 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道南の卸売市場の関係者や卸売業者の連携を促進する。

《指 標》

農業経営対数	464 営業体（個人 447、団体 17）（2024） ➡ 現状維持（2029）
農家1戸当たり経営規模	8.6ha（2024） ➡ 現状維持（2029）
漁業経営体数	86 営業体（個人 81、共同経営 5）（2020） ➡
漁家1戸当たり水揚げ金額	520万円（2020） ➡ 600万円（2027）

《推進事業（主要施策）》

【基 2】農業生産基盤整備の推進

【基 2】担い手の育成

【基 3】漁業経営の安定化

【基 4】特色ある地域産業の創出

【基 2】農業経営の安定化

【基 3】担い手の育成

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

遊休農地面積の割合

0.74% (2024) ➡ 減少 (2029)

民有林整備面積

266ha (2024) ➡ 417ha (2029)

《推進事業（主要施策）》

【基 2】農業生産基盤整備の推進

【基 2】森林保全と森林整備の促進

(5) 通信情報網等や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、消防、警察など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市を結ぶ北海道総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進する。
- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の見直しを随時行うとともに、災害情報の伝達に必要な手段として防災行政無線や災害情報の提供に有効なコミュニティ FM 放送局と連携した防災ラジオなどの多様な手段による災害情報伝達体制の維持・強化を図る。
- 要配慮者利用施設や避難行動要支援者などに対し、迅速で円滑な避難が可能となるよう防災ラジオの普及を図るとともに、避難確保計画、個別避難計画、地区防災計画等の策定支援を推進する。

- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を構築する。
- 津波高の標示や避難誘導標識の整備を進めるとともに、外国人や観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進し、案内表示等の多言語化を促進する。
- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の設立について促進する。
- 指定避難所における公衆無線LAN機能の整備を促進する。
- 学校における防災教育を推進するとともに、大規模自然災害を想定した市民参加と防災関係機関等との連携による各種訓練を定期的に行い検証を行うことで地域防災体制の更なる充実を図る。

《指 標》

指定避難所における公衆無線LANの整備状況	
自主防災組織の組織率	27箇所（2024） ➡ 27箇所（2029） 43.8%（2024） ➡ 76.9%全道平均値以上（2029）
衛星携帯電話の配備	2基（2024） ➡ 2基（2029）

《推進事業（主要施策）》

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 【基17】防災・減災対策の推進 | 【基17】防災意識の高揚 |
| 【基17】地域における防災力の向上 | 【基17】総合的な防災体制の充実 |
| 【基32】町内会等への加入促進 | 【基33】情報提供の充実と情報発信の強化 |
| 【基34】組織体制の強化と人材育成 | |

5－2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

- 公共施設（避難所等）の電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入や非常用発電機の備蓄に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。
- 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、平時から給油所との情報共有や連携を図る。
- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートSSの周知を行うとともに、事業者も含めた訓練を実施する。

《指 標》

公共施設（避難所等）の太陽光発電システム導入件数	3件（2019） ➡ 増加（2025）
住民拠点SSの数	14箇所（2024） ➡ 15箇所（2029）

《推進事業（主要施策）》

【基17】防災・減災対策の推進

【基17】総合的な防災体制の充

【基29】環境保全意識の啓発

5－3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 水道施設については、引き続き老朽化した施設の更新を計画的に実施する。
- 下水道施設については、引き続き未整備区域の耐震化による整備を進めるとともに、施設の長寿命化や更新を実施する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した協定に基づき、復旧支援等を実施する。
- 災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置等による電力の確保に努める。
- 上下水道事業業務継続計画に基づく体制整備を推進するとともに、計画の実効性を高めるため定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに適宜計画を見直し、災害時においても上下水道が継続して機能維持または早期回復させる体制を構築する。

《指 標》

上下水道業務継続計画の策定	現行（2024） ➡ 更新（2029）
計画に基づく訓練実施回数	2回/年（2024） ➡ 2回/年（2029）
上水道管路の耐震化率	32.1%（2023） ➡ 33.8%（2029）
下水管渠の耐震化率	43.8%（2023） ➡ 44.2%（2029）
水道事業老朽管更新・耐震化計画の策定	現行（2024） ➡ 更新（2026）

《推進事業（主要施策）》

【基17】総合的な防災体制の充実

【基22】下水道の整備促進

【基22】安全な水道水の安定供給

【基30】都市施設の整備と適正配置

【基26】長寿命化対策の計画的な推進

5-4 交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 高規格幹線道路の早期開通と未着手区間の早期着手、並びに2車線区間の機能向上を図るための4車線化を要望する。
- 災害時における広域交通の分断を回避するため、地域間を連結する道路のネットワーク化を計画的に推進することが必要である。このため、上磯田園通の整備を促進するとともに、道道北斗追分インター線、道道大野上磯線（都市計画道路：久根別通）の早期整備、道道大野上磯線（本町地区）、道道大野上磯線（都市計画道路：大野市街地）の整備促進を道に要望する。
- 道路性状調査の結果を踏まえ、緊急性など優先度を勘案し、また現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。
- 橋梁の修繕については、避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。
- 電柱や街灯など道路施設の老朽化対策についても計画的な施設の点検・診断を行い、施設の適切な維持管理・更新等を実施するとともに、将来的に緊急輸送道路に接続する市道の無電柱化についても検討を進め、復興を支える道路の整備や管理の充実を図る。
- 鉄道事業者に対し、災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を要望する。
- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等における、移動手段として自転車の活用メリットの周知や被災状況の早期把握手法の一つとして自転車利用を検討する。

《指 標》

市道の舗装率	75.0% (2024) ➡ 維持 (2029)
防災上重要な道路の無電柱化計画	なし (2024) ➡ 検討 (2029)

《推進事業（主要施策）》

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 【基17】総合的な防災体制の充実 | 【基20】道路網の充実 |
| 【基20】安全で快適な道路空間の形成 | 【基20】道路・橋りょうの長寿命化対策の推進 |
| 【基25】鉄道交通の確保と利用促進 | 【基26】長寿命化対策の計画的な推進 |
| 【基30】都市施設の整備と適正配置 | 【基31】国道の整備促進 |
| 【基31】道道の整備促進 | 【基31】市道（都市計画道路）の整備促進 |

(6) 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

- 大規模な被害が想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う、まちづくりに関する復興計画を策定し、被災後、努めて早期に復興に関するビジョンや地域合意が得られるよう復興体制の強化を推進する。
- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を踏まえ、仮置場等についても具体的な選定条件を整理して候補地の具体化をするとともに、北海道及び近隣市町村との連携を図りつつ、災害発生時の被災状況に応じた適切な仮置場の選定ができる体制を構築する。
- 災害時の円滑な住宅供給を確保するため仮設住宅建設用地の選定と土地所有者との協議を進める。
- 住家の被害認定調査などの業務に関し、研修等を通じ職員の能力向上と調査の効率化、迅速化を図り、罹災証明書を早期に交付する体制を整える。

《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定	策定中（2019） ➡ 策定（2025）
仮設住宅建設用地の数	21箇所（2019） ➡ 21箇所（2025）

《推進事業（主要施策）》

【基17】総合的な防災体制の充実

【基23】公園・緑地施設新設事業

【基28】ごみ処理体制の充実

【基23】安心・安全な公園の維持

【基28】不法投棄対策

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業団体の効果的な活用を図るなど、災害時における市と建設業団体との連携体制を維持する。
- 災害時に、迅速な応急対策や復旧・復興の支援を行う消防団の体制強化と人員確保を図る。
- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、他市町村からの行政職員や土木技術職員などの技術職員の受援体制を強化する。

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会、自治会を単位とする自主防災組織などの地域コミュニティにおける組織的な活動の維持・活性化を図る。
- 市職員の地域活動への参加を促進するとともに、担当地区ブロック制の充実強化を図り、町会連合会や他のコミュニティ団体と協調し地域活動の必要性や理解を深めるための目的別講演会やセミナーを開催する。また、講演会の内容や町内会の取組について、ソーシャルメディア等を活用して情報発信し、若年層の参加加入の促進に向けたアプローチを図る。
- 防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施など自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。

《指 標》

建設業団体との協定	7件 (2024)	➡ 臨機に検討 (2029)
災害時受援計画の策定	策定済み (2024)	➡ 見直し・改訂 (2029)
消防団員の充足率	95.9% (2024)	➡ 100% (2029)
町内会加入率	64.2% (2020)	➡ 66.0% (2025)
自主防災組織の組織率	43.8% (2024)	➡ 76.9%全道平均値以上 (2029)
防災士取得率 (年平均)	1.2人 (過去5年) (2024)	➡ 3人 (2029)

《推進事業 (主要施策)》

- 【基12】 家庭・地域との連携・協働の推進
- 【基17】 地域における防災力の向上
- 【基18】 予防対策・救急対策の強化
- 【基30】 計画的な土地利用の推進
- 【基30】 都市施設の整備と適正配置
- 【基32】 町内会等への加入促進
- 【基35】 市民協働の推進と市民満足度の向上
- 【基17】 総合的な防災体制の充実
- 【基21】 民間建設との連携
- 【基30】 機能別土地利用の方針
- 【基32】 地域コミュニティ活動の推進

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年とする。

また、本計画は、北斗市総合計画で示す基本目標3「安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり」を実現するための計画であり、他の分野別計画における地域強靱化に関する指針として位置づけるものである。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、所管部局を中心に、国や道との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、北斗市強靱化のスパイラルアップを図っていく。